

陸前高田市緑の基本計画

改定素案（概要版）

令和2年3月
陸前高田市

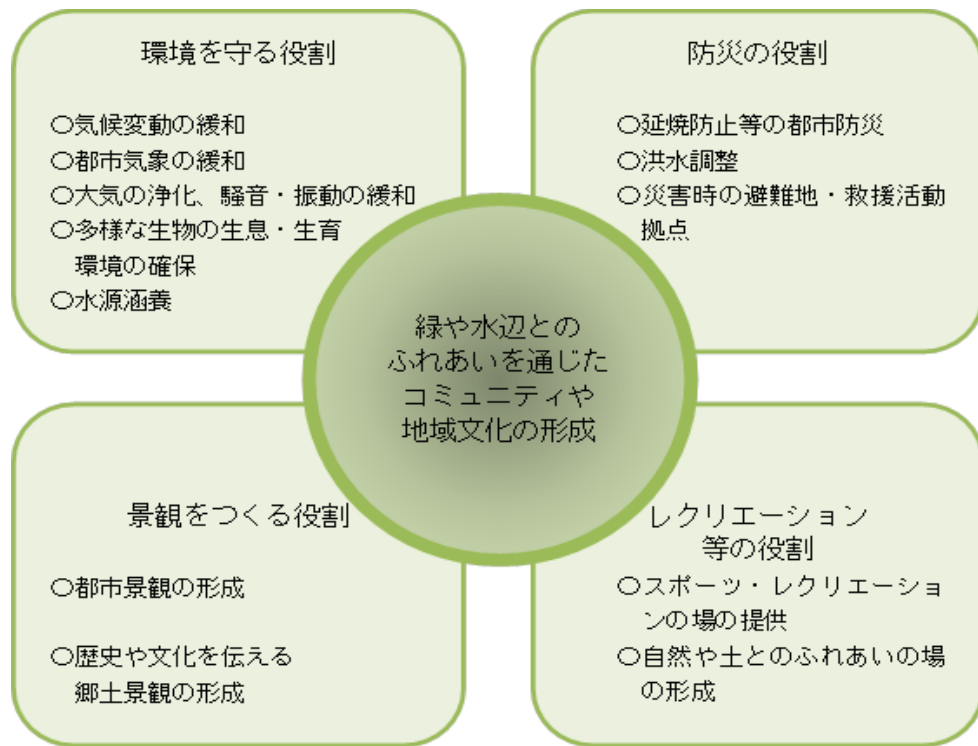
概要

(1)「緑」の役割

本計画では公園や緑地の総称を「緑」と呼びます。緑には、環境を守る役割、防災の役割、景観をつくる役割、レクリエーション等の役割が期待される、まちづくりにおいて重要な要素です。(下図)

(2)計画の目的

本計画は、都市緑地法第4条に基づいて市町村が定めることができる「都市における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する基本計画」(以下「緑の基本計画」という。)として定めるものです。



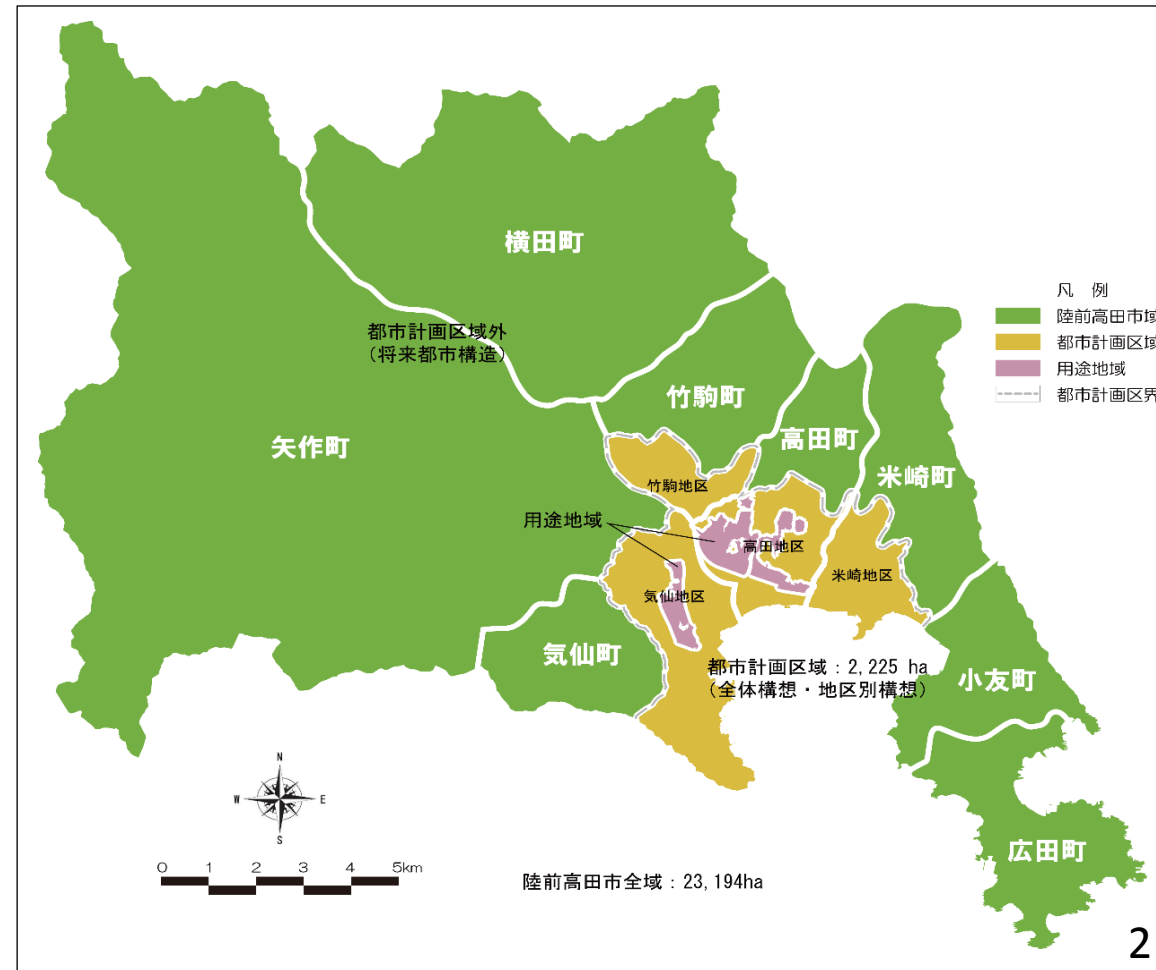
(3)計画の対象区域

本計画の対象範囲は、主として陸前高田市都市計画区域(2,225ha)としますが、基本方針における緑の将来像は、都市計画区域外も含めた市全域を対象とします。

(4)計画の期間

計画期間は、令和2年(2020年)度から令和21年(2039年)度までの20年間とします。

計画期間の中間時に、社会情勢の変化等を踏まえ必要に応じて見直しを行います。



緑の将来像、基本理念

●まちづくり総合計画(H31.3)

【まちの将来像】

夢と希望と愛に満ち 次世代につなげる 共生と交流のまち陸前高田

【まちづくりの基本理念】

- 1 創造的な復興(より良い復興)と防災・減災による安全・安心なまちづくり
- 2 ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくり(世界に誇れる美しい共生社会のまちづくり)
- 3 次世代につなげる持続可能なまちづくり

●都市計画マスタープラン(改定中)

【都市の将来像】

共生と交流を育む、持続可能な都市
～多様でコンパクトな、移動しやすい都市の形成～

【都市形成の基本理念】

- 1 創造的復興と多重防災による都市の形成
- 2 ユニバーサルデザインに配慮した都市の形成
- 3 持続可能な都市の形成

●緑の基本計画

【緑の将来像】

共生と交流を育む、持続可能な都市
～多様な自然と共生する緑のまちづくり～

【緑の基本理念】

- 1 より良い復興と、安全安心なまちをつくる緑
- 2 共生社会、生物多様性を育む緑
- 3 自然環境を次世代に継承し、協働により持続する緑

緑の目標

表 計画目標水準の整理

区 分		実績	基準年度	目標年次
		1995 年 (ha)	2018 年 (ha)	2040 年 (ha)
施設緑地	①都市公園	62.40	約 44	約 184
	②公共施設緑地	37.63	約 103	約 103
	③都市公園等	100.03	約 147	約 287
	④民間施設緑地	3.69	約 4	約 4
	⑤施設緑地 合計	103.72	約 150	約 290
地域制緑地	法令によるもの	⑥河川区域	115.10	115.10
		⑦海岸保全区域	11.08	11.08
		⑧保安林	41.76	41.76
		⑨地域森林計画対象民有林	848.04	約 727
		⑩農業振興地域農用地区域	645.46	約 636
		⑪法令によるもの 計	1,661.44	約 1,531
	⑫自然公園法		0.00	約 170
	⑬地域制緑地 計		1,661.44	約 1,701
	⑭地域制緑地間の重複		0.00	約 52.84
	⑮地域制緑地 合計		1,661.44	約 1,648.16
⑯施設・地域制緑地間の重複		48.51	0.00	48.51
⑰緑地現況量 総計		1716.65	約 1,682	約 1,773
都市計画区域面積に対する緑地の割合 (%)		76.3	74.7	78.8
都市公園の都市計画区域内人口 1 人あたり面積(m ² /人)		44.1	23.1	115.0

目標とする指標は、緑地の目標設定の一般的な指標である、「都市公園の都市計画区域内人口1人あたり面積」とする。

令和2年(2020年)度末に、復興祈念公園全体が供用開始になると、都市公園面積が184haとなる。
→都市公園の都市計画区域内人口1人あたり面積は115.0m²/人。

これは、全国平均10m²/人の約10倍であり、十分な公園が確保できていると考えられるため、この水準を維持することを想定し、目標を115.0m²/人と設定する。

緑の配置計画 ①環境保全

生物多様性の確保の観点から、動植物の生息地または生育地としての緑地の規模や連続性等をもとに、中核地区、拠点地区、回廊地区、緩衝地区となる緑地を配置し、これらの緑地による有機的なネットワーク(エコロジカルネットワーク)の形成を図る。

1 中核地区

都市の郊外に存在し、他の地域への動植物種の供給等に資する核となる緑地

- ・ 氷上山、横手山、箱根山に連なる丘陵地の緑(山林)

2 拠点地区

市街地に存在し、動植物種の分布域の拡大等に資する拠点となる緑地

- ・ 復興祈念公園(高田松原、古川沼、運動公園含む)
- ・ 農業テーマパーク
- ・ 本丸公園、まちなか広場、街区公園等

3 回廊地区

中核地区と拠点地区を結び動植物種の移動空間となる河川や緑道等の緑地

- ・ 川原川公園、気仙川、小泉川、浜田川沿いの環境
- ・ 幹線道路等の街路樹

4 緩衝地区

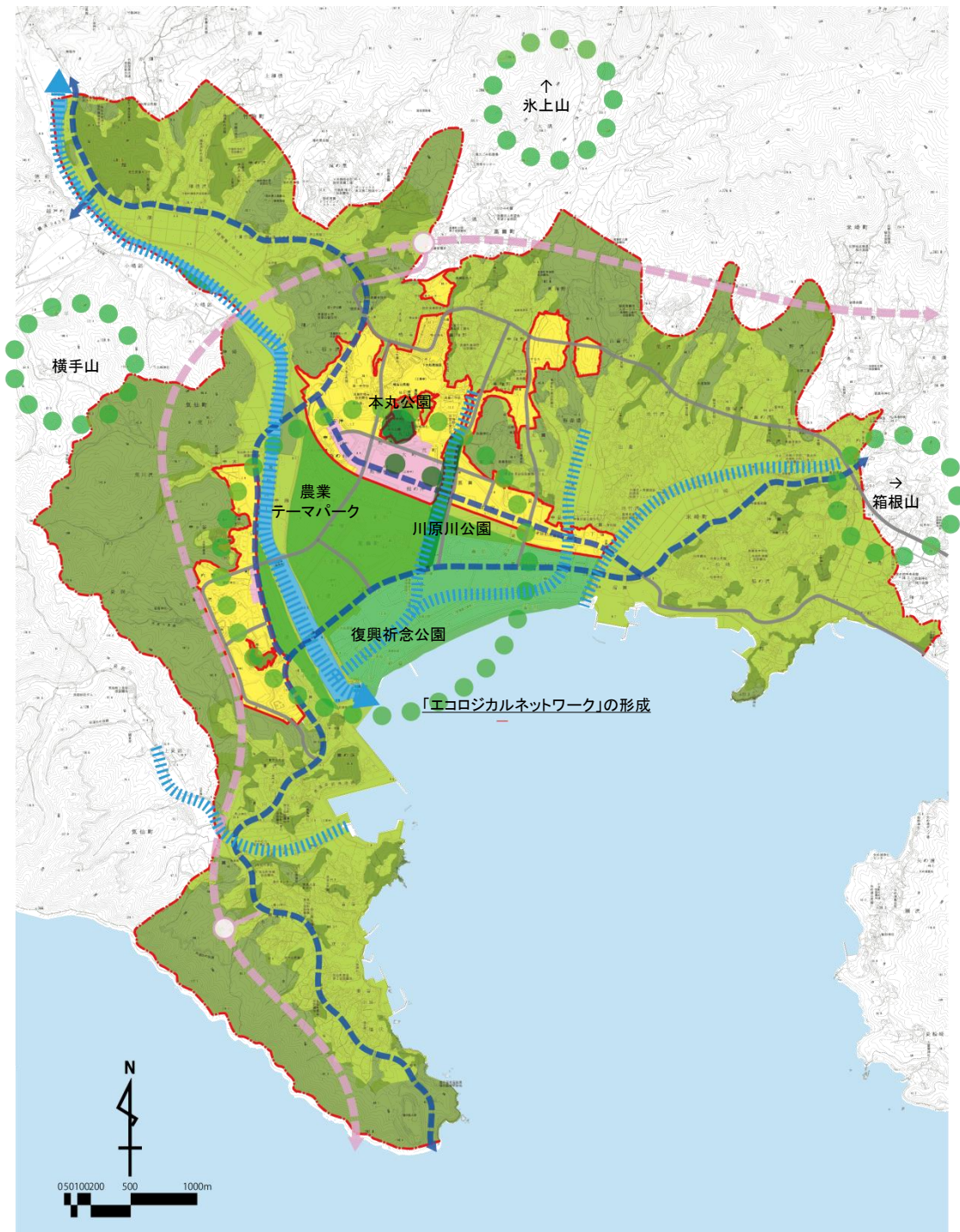
中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含む緩衝地帯

- ・ 住環境周辺の緑等(田畑、庭、神社仏閣等)

5 市民活動との連携

上記の取組みにあたっては、各種市民活動と連携しながら実施していく(米崎小学校「緑の少年団」等)。

※「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」国土交通省 H30.4参照



緑の配置計画 ②レクリエーション・観光

多様なレクリエーション需要への対応 として、主に市民全般や来街者を対象とした拠点的な緑を配置し、さらに、生活に身近な街区公園を適切に配置する。

また、散歩等で楽しめる緑のネットワークを確保するとともに、田畑等の身近な自然的環境を保全する。

1 緑の拠点の配置

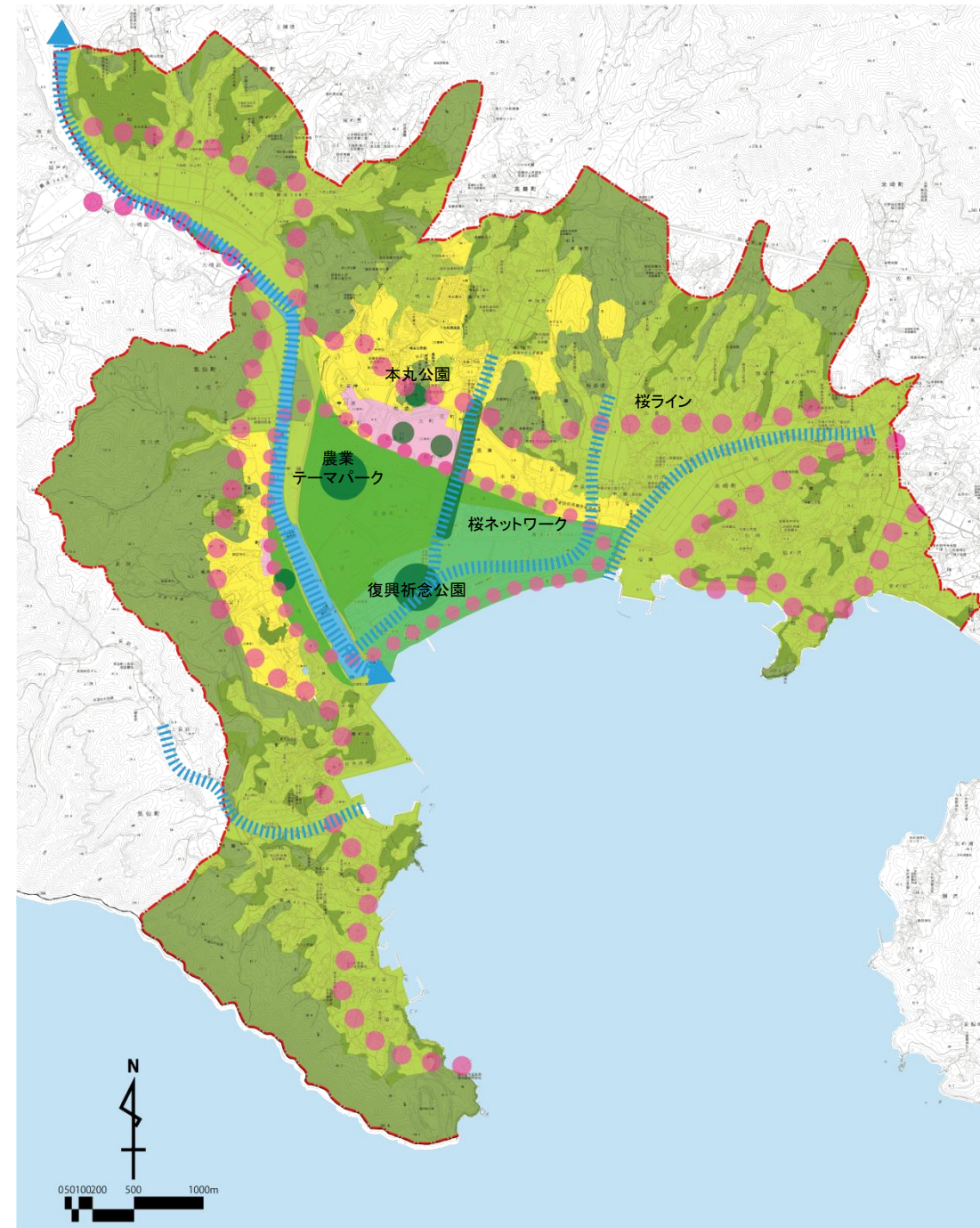
- ・ 復興祈念公園(運動公園、高田松原含む)
- ・ 農業テーマパーク
- ・ まちなか広場(中心市街地のにぎわいの核)
- ・ 館の沖公園(イベント広場)
- ・ 本丸公園(歴史・文化の継承、眺望)
- ・ 川原川公園等
- ・ 今泉公園(今泉地区の交流の核)
- ・ 街区公園の配置と適切な維持管理

2 回遊できる緑のネットワークの確保

- ・ 川原川公園、気仙川、小泉川、浜田川沿い緑地の適切な維持管理
- ・ 幹線道路等の街路樹の適切な維持管理
- ・ 桜ラインをきっかけとした桜ネットワークの形成

3 身近な自然的環境の保全

- ・ 丘陵地の山林、田畑、神社仏閣等



緑の配置計画 ③防災

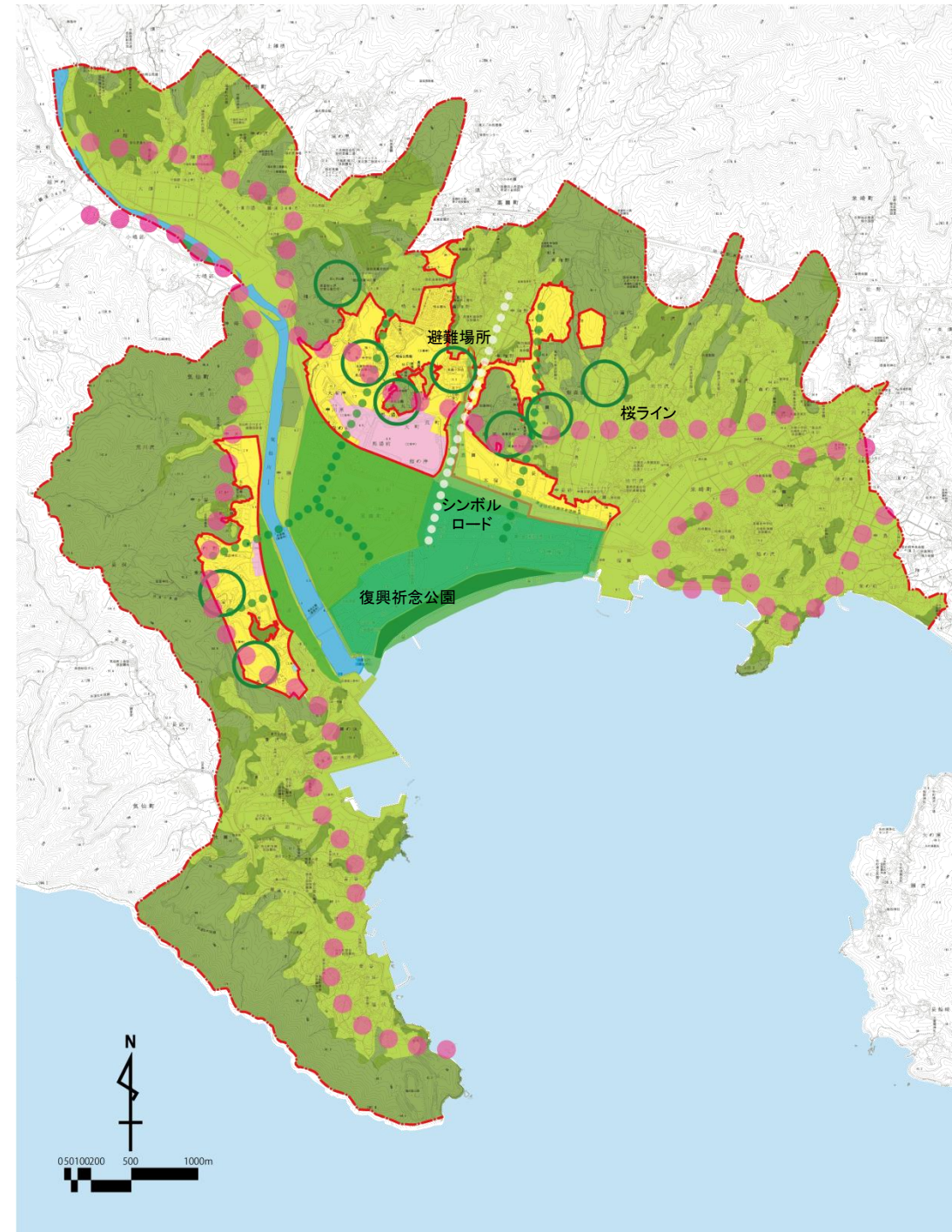
防風、防砂に資する高田松原等とあわせて、市民による活動等も含めながら、防災に資する緑地を配置する。

1 防災に資する緑の配置

- 東日本大震災の教訓等を伝承する復興祈念公園
- 保安林としての高田松原(防砂・防風林)
- 避難路を明示する街路樹
- 避難場所となるオープンスペース確保
- 市街地の植樹奨励(防風対策)

2 民間による取り組みとの連携

- 高田松原の植樹、維持管理
- 津波到達点への桜の植樹
- 避難路を明示する街路樹(シンボルロード)



緑の配置計画 ④景観

生活環境にうるおいを与え、見る人の心を和ませる等、都市の個性演出や景観の向上に寄与する緑地について、陸前高田市景観計画(R1.7改定)を踏まえて、適宜配置と維持管理を行う。

1 景観に資する緑の保全

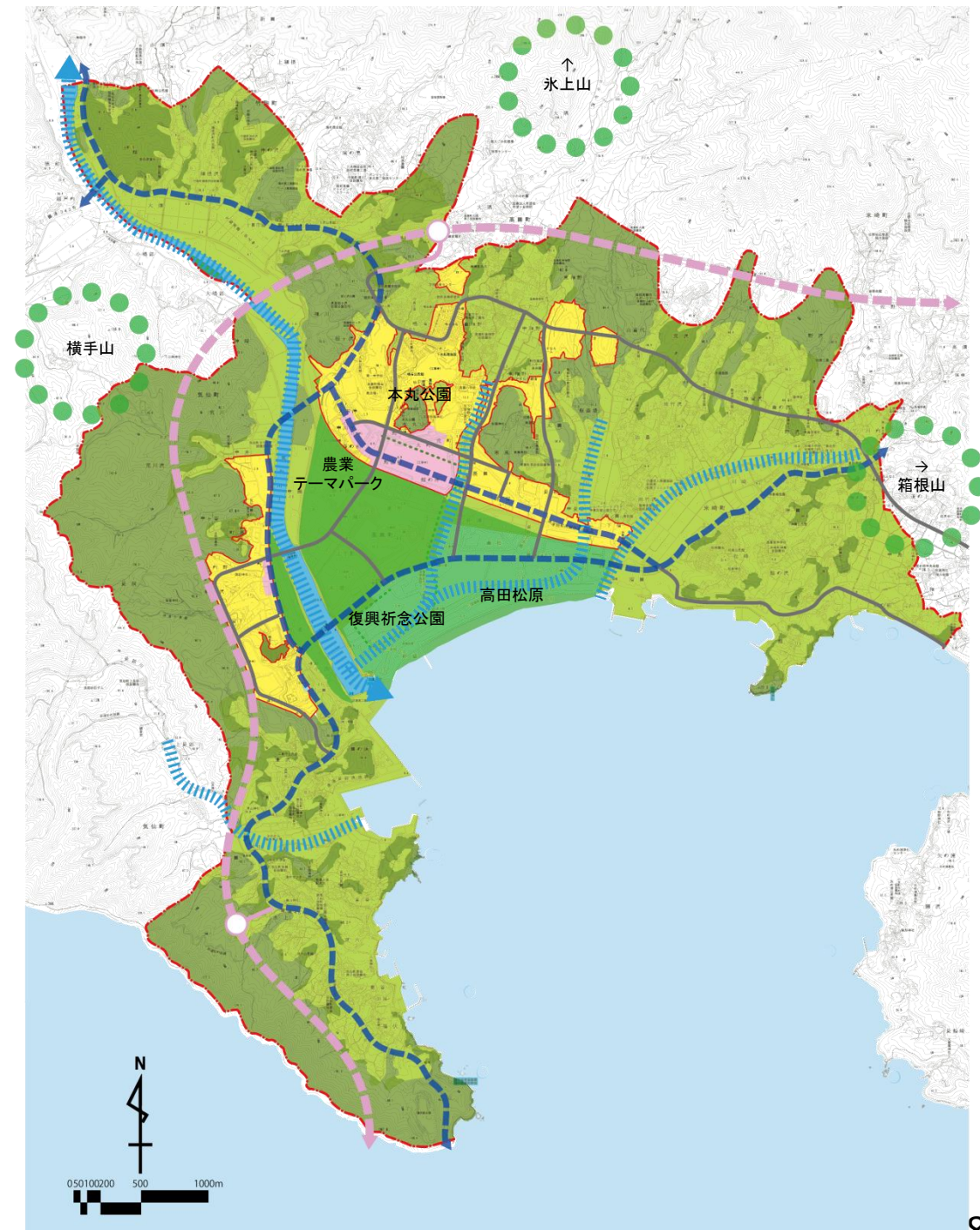
- ・ 氷上山、横手山、箱根山の山並み保全
- ・ 広田湾、気仙川、川原川、小泉川、浜田川、長部川周辺環境の保全
- ・ 田畑、果樹園等の農地の管理(耕作放棄地対策等)

2 景観に資する緑の配置

- ・ 復興祈念公園(運動公園、高田松原含む)
- ・ 市街地の広範囲の緑(法面緑地等)の維持管理
- ・ まちなか広場、本丸公園、外構公園等の整備、維持管理

3 民間による取り組みとの連携

- ・ 高田松原の植樹、維持管理
- ・ 桜ラインをきっかけとした桜ネットワークの形成
- ・ 避難路を明示する街路樹(シンボルロード)
- ・ 米崎緑の少年団など、子どもの活動との連携



推進施策、推進体制

【推進施策① 環境保全】

緑の適切な維持管理により、エコロジカルネットワークの形成を進める。

- 1 中核地区
 - ・ 氷上山等の山林の適切な維持管理を行う
- 2 拠点地区
 - ・ 緑の拠点となる復興祈念公園、街区公園等について、市民協働も含め、適切な維持管理を行う。
- 3 回廊地区
 - ・ 街路樹等の適切な維持管理と、ネットワークの強化につながる緑化を検討する。
- 4 緩衝地区
 - ・ 住環境周辺の緑を適切に維持管理する。

【推進施策③ 防災】

- 1 防災に資する緑地の整備
 - ・ 復興祈念公園、高田松原等について、市民との協働も含めた適切な維持管理。
 - ・ 防風のため、市街地での緑化の啓発
- 2 民間による取り組みとの連携
 - ・ 民間の取組み支援

【推進施策② レクリエーション・観光】

- 1 緑の拠点の配置
 - ・ 復興祈念公園等の復興事業による拠点的公園の整備を完了し、適切な維持管理を行う。
 - ・ 民間活用による維持管理費低減の検討。
- 2 街区公園の適正配置
 - ・ 地域住民の協力ももらいながら、街区公園を適切に維持管理するとともに、愛着の醸成を図る。
- 3 散歩、ジョギング等で回遊できる緑のネットワークの確保
 - ・ ネットワークとなる緑を適切に維持管理するとともに、民間との取組と連携し、桜ネットワークの形成を進める。
- 4 身近な自然的環境の保全
 - ・ 丘陵地の山林、田畑等の適切な維持管理を行う。

【推進施策④ 景観】

- ・ 各種の緑の適切な維持管理
- ・ 民間による桜ネットワーク形成の支援

【推進体制】

①各主体の役割

- ・ 市民、市民団体の役割: 緑の維持管理への積極的な参加、所有する土地等の適切な維持管理
- ・ 事業者の役割: CSR活動等による緑化活動
- ・ 行政の役割: 市民や事業者の活動支援、緑に関する啓発、情報発信等

②進行管理

- ・ 20年を計画期間、基準年を2018年度、目標年を2040年度とし、PDCAサイクルにより、適宜進捗を確認しながら、緑の適切な維持管理を行う。